

青梅市選挙管理委員会告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項および第 86 条第 1 項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

青梅市選挙管理委員会

36,818